

長崎県立上五島高等学校いじめ防止基本方針

1 基本方針で目指す生徒像について

明るく活気に満ちた、節度ある学校生活のもとで、剛健な心身と豊かな情操を養い、常に人格の完成と自己の理想実現を目指して積極的に努力する人間。

2 いじめ対策委員会、組織について

＜いじめ対策委員会＞

いじめが起こったときやいじめの疑いがあるときに、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とし、いじめ対策委員会を設置し、必要に応じて随時開催する。

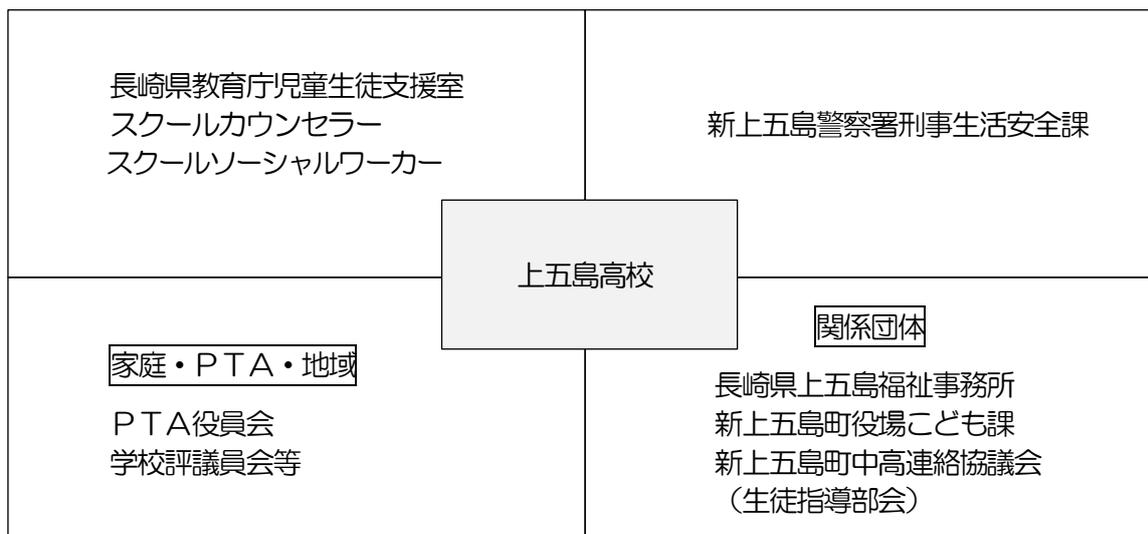
校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導副主任、保健相談部主任、総務主任、学年主任、養護教諭、該当学級担任、外部委員（地域住民、保護者）等

＜校内いじめ防止対策委員会＞

いじめの未然防止、早期発見、いじめ防止の指導計画、いじめ防止基本方針の見直し等を目的とし、校内いじめ防止対策委員会を設置し、定期的に行う。また、必要に応じて随時開催する。

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導副主任、保健相談部主任、総務主任、カウンセラー、学年主任、養護教諭等

3 PTAおよび関係機関等との連携について



4 いじめの防止について

＜教職員の取組計画＞

- (1) 学年会、生徒指導部会、保健相談部会、教育相談委員会、校内いじめ防止対策委員会等で、生徒一人ひとりの情報交換や共通理解を図り、生徒の個に応じた指導方法を定期的に検討・検証する。また、いじめにつながる可能性がある場合は、校内いじめ防止対策委員会を随時開催し、情報共有を図り今後の対応を検討する。
- (2) 教職員の教育相談スキル向上の研修を行う。
- (3) 学校だより、教育相談部だより、上高ブログ等で学校の取り組みを保護者に知らせる。
- (4) 師弟同行の精神で教職員が積極的に行事や日常の活動に参加し、生徒と教職員との人間関係の円滑化を図る。
- (5) 情報モラルの指導（メディア安全推進委員等の講演）を実施して、適切な使い方を啓発する。

- (6) 島内の中学校・高等学校や関係機関との連携協力体制を整備し、情報交換を図る。
- (7) 学校として特に配慮が必要な生徒(障害のある生徒、海外から帰国するなど外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒など)や被災生徒(東日本大震災や原発事故、その他の風水害にあった生徒)に対してその理解を深めるとともに、専門家の意見も踏まえて適切な支援を行う。

<生徒の取組計画>

- (1) 学級活動、班別活動の活性化により、人間関係の円滑化を図るとともに対人関係への苦手意識を軽減し、集団への適応能力を向上する。
- (2) 部活動に積極的に参加することにより、友人を増やしコミュニケーション能力を向上する。
- (3) いじめの問題や命の大切さを考える活動等を、授業はもとより学校における様々な活動を通して主体的に行う。

<保護者の取組計画>

- (1) 子どもの観察に努めるとともに、学校との報告・連絡・相談を密にする。
- (2) 学校行事や講演会、学校開放期間等に積極的に参加し、子どもの様子を観察する。
- (3) 悩みを親に相談できる家庭の雰囲気づくりを目指す。

5 いじめの早期発見について

<教職員の取組計画>

- (1) 連携の構築
 - ① 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて中学校や行政等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
 - ② 学校以外の相談窓口(24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)、メール相談、スクールネット@伝えんば長崎等)について周知・広報を行う。
- (2) 校内活動
 - ① 挨拶週間の立番指導、昼休み時間における校内巡視により、生徒の表情や様子を観察し、問題の早期発見に努める。
 - ② 指導や相談の内容については詳細に記録を作成する。
- (3) 検査、調査
 - ① 1・2年次のテストバッテリーM2+検査の他、毎学期始めまたは必要に応じて「こころのアンケート」(いじめ・悩み調査)を実施する。
- (4) 相談体制の整備
 - ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用(県教委の派遣制度等を活用する)
 - ② カウンセラー室の利用を促進するために当番を全職員で分担する。

<生徒の取組計画>

- (1) 学級活動、班別活動の活性化により、人間関係の円滑化を図るとともに対人関係への苦手意識を軽減し、早めに相談できる環境をつくる。
- (2) 部活動に積極的に参加することで友人を増やし、早めに相談できる環境をつくる。
- (3) 保護者や先生以外にも相談できる機関や窓口があることを理解しておく。

<保護者の取組計画>

- (1) 子どもの観察に努めるとともに学校との報告・連絡・相談を密にする。
- (2) 学校行事や講演会、学校開放期間などに積極的に参加し、子どもの様子を観察する。
- (3) 悩みを親に相談できる家庭の雰囲気づくりを目指す。

6 いじめに対する措置について

<教職員の取組計画>

- (1) 複数の教職員による速やかな事実確認を行い、いじめ対策委員会を開催して解決を図る。
- (2) 被害生徒・保護者への保護・支援に努めるとともに、保護者・関係機関との報告・連絡・相談を密にする。
- (3) 加害生徒に対して毅然とした指導をするとともに、保護者への助言を行い、保護者・関係機関との報告・連絡・調整を密にする。
- (4) 加害生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを自覚させる、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導していく。
- (5) 個人情報を適切に管理する。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、県教委および警察署等と連携して対処する。
- (7) 進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を利用して確実に情報の引継ぎを行う。

<生徒の取組計画>

- (1) 「いじめは許さない」、「一人で悩まない」、「お互いに助け合う」という雰囲気づくりに努める。

<保護者の取組計画>

- (1) 子どもをいじめから守り抜く姿勢を保持する。
- (2) 自分の子どもにいじめをさせない意思表示をする。
- (3) 子どもの変容を把握し、学校や関係機関との早期相談、連携に努める。

7 上五島高校いじめ防止基本方針

- (1) 「いじめ」は人権侵害であり、絶対に許されない行為です。学校はいじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、いじめた生徒も含めて、すべての生徒が明るく元気な学校生活を送ることができるよう、問題の解決に努めます。
- (2) 「いじめ」の未然防止のために、人間関係や環境づくりに努めます。
- (3) 「いじめ」の早期発見と予防のために、相談の機会を多く持ちます。
- (4) 「いじめ」が発生した場合には、誠実に毅然として対処します。
- (5) 「いじめ」に関する教職員の感性と対応力を向上させます。

※付則 この方針は令和4年8月9日から施行する。